

「次期京都市市民参加推進計画策定補助業務」の委託に係る仕様書

※ 実際の委託業務仕様書については、受託候補者を選定した後に「仕様書」（本資料）及び提案書の内容を踏まえ、別途協議のうえ定めることとする。

1 委託業務名

次期京都市市民参加推進計画（以下「次期計画」という）策定補助業務

※ 担当部署、附属機関（市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という）。ただし、部会を設置する場合は部会を含める。）による市民アンケートの実施、次期計画策定の議論・資料の作成等の補助及び「フォーラムからの提言」、「次期計画書」のドラフト作成、最終成果物としての次期計画冊子、デザイン、印刷業務等。

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

京都市では、平成13年2月に「京都市市民参加推進計画」を策定し、また、平成15年8月に「京都市市民参加推進条例」を施行して、全国に先駆けて市民参加の取組を推進してきた。令和3年3月には、これまでの取組結果を踏まえ、本市の市民参加を着実に推進するとともに、その成果を市民に広げることや多様な主体が連携する協働の取組を更に進めていくため、「第3期京都市市民参加推進計画（以下「第3期計画」という）」（計画期間5年間）を策定し、市政の運営を行っている。

本市の附属機関であるフォーラムでは、第3期計画の進捗管理と並行し、次期計画の策定についても議論を重ねてきた。

令和7年度は、今年度の議論を踏まえ、引き続きフォーラムで議論を重ねながら、次期計画を策定する。

4 計画策定の進め方（予定）

(1) 令和7年4月～5月

市民に対して、市民参加の状況、市民参加に関する意識調査等の市民アンケートの実施及び結果の分析を行う。

(2) 令和7年5月～10月

フォーラム会議で議論された次期計画に盛り込むべき施策やその構成の議論を踏まえて、「フォーラムからの提言案」を作成する。

(3) 令和7年7月～8月頃

フォーラム主催でどなたでも参加いただける「市民意見を聴く場」を開催し、広く市民から意見を聴取する。

(3) 令和7年10月

市民意見の取り込みについて検討されたフォーラム会議の議論を踏まえ、次期計画策定

にかかる「フォーラムからの提言案（最終案）」を完成させる。同時に、同最終案に基づいた「次期計画書案（骨子）」を作成する。

(4) 令和7年11月～令和8年1月

パブリック・コメントを実施し、「次期計画書案（骨子）」について、市民等から広く意見の聴取及び意見の取りまとめを行う。

(5) 令和8年2月

パブリック・コメントの結果についてのフォーラム等での議論を踏まえて、「次期計画書（最終版）」を作成する。

5 委託業務内容

【提案いただく内容】

(1) 次期計画の方向性の案について

（新京都戦略（案）やフォーラム会議資料等を踏まえ、次期計画の方向性を提案すること。）

(2) 市民意見を提言に盛り込むための「市民意見を聴く場」の効果的な実施方法について

(3) パブリック・コメントにおいて、幅広い層の市民から意見を収集する方法について

(4) このほか、次期計画を策定するにあたり、有益で実現可能性の高い提案を自由に提案。

【業務内容】

(1) 次期計画の検討、策定業務補助

フォーラムにおける議論、フォーラムとしての提言、パブリック・コメント等の結果を踏まえて、都度、意見・議論・論点の整理をし、プロトタイプを作成すること。

(2) フォーラム会議の運営・提言作成補助

次期計画の策定に当たっては、市民参加推進フォーラムにおいて議論し、フォーラムとしての提言を作成する。なお、委員報酬は本市において支払うため、委託料には含まない。

ア 会議資料及び議事録の作成補助

※ 会議資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。

イ フォーラムとしての本市への提言の作成補助

(3) 市民アンケートの実施

本市が作成した設問について、市民参加に関する市民アンケートを実施する。詳細は、別紙市民参加に関する市民アンケート仕様書を参照。

ア 京都市民の約1,000人を対象とする。

回答数に占める年代（※）及び性別の構成割合を、令和7（2025）年4月1日現在の「京都市住民基本台帳人口」における行政区ごとの構成割合に合わせる。

※ 「18歳～29歳」、「30歳代」、「40歳代」、「50歳代」、「60歳代」、「70歳以上」の6区分

イ 結果の集計及び公表用資料の作成

ウ 結果の分析

- (4) 「市民意見を聴く場」の運営
 1回の開催を想定。参加者への報酬は不要。
 ア 参加者の募集
 イ 会議資料及び結果報告書の作成
 ※ 会議資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。
 ウ 会場の設営（会議資料、筆記用具、湯茶等の席上準備を含む。）、会議の進行（司会、資料説明等）
- (5) 市民意見募集（パブリック・コメント）実施補助
 ア 市民意見募集の実施に関する資料の作成、冊子の印刷。
 イ パブリック・コメントの募集、周知等（提案者の提案によるもの）
 ウ 市民意見の集約及びそれを踏まえた次期計画の修正
- (6) 京都市の市民参加推進計画のこれまでの経過について、委託者が用意する既存の資料を基に数ページにまとめる（次期計画本冊子資料編に挿入予定）。
- (7) 次期計画書冊子の作成
 次期計画書案（最終版）を基に、レイアウト、デザインを含めて次期計画書の作成、冊子の製本。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

ア 次期計画冊子 (A4版 50頁相当、カラー)	500部
イ 上記冊子の点字版 (図の点訳不要、85頁相当)	3部
ウ パブリック・コメント用パンフレット (A4版 12頁相当)	500部
エ 上記パンフレットの点字版 (図の点訳不要、20頁相当)	3部
オ 上記ア～エに係る電子データ	一式

7 委託料上限額

4,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用することはできない。委託期間終了後も同様である。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うものとする。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保するものとする。

市民参加に関する市民アンケート仕様書

1 調査目的

市民の市民参加（市政やまちづくり活動への参加）の状況を把握し、新たな「京都市市民参加推進計画」を策定するための基礎資料とする。

2 業務委託内容

(1) 調査の実施

以下のとおり、調査を実施する。

ア 調査対象

18歳以上の京都市民

イ 回答数

1,000人

ウ 調査手法

インターネットモニター調査

エ 回答構成

- ・ 回答数に占める年代及び性別の構成割合を、令和7（2025）年4月1日現在の「京都市住民基本台帳人口」における行政区ごとの構成割合（以下、「人口構成割合」という）に合わせることに。
ただし、人口構成割合に合わせた結果、必要な回答数に達しない場合は、本市に報告のうえ、指示を受けること。
- ・ 年代については、「18歳～29歳」、「30歳代」、「40歳代」、「50歳代」、「60歳代」、「70歳以上」の6区分とすること。
- ・ なお、京都市住民基本台帳人口については、「京都市統計ポータル」のホームページ（※）内の「1 元学区別／町別の人口（年齢別）」を参照すること。

※ <https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/Population/Juki/>

- ・ また、例えば100歳以上のモニターサンプルがない場合であっても、割合は100歳以上の人口も含めて行うこと。

オ 調査について

- ・ 調査名は、「市民参加（市政やまちづくり活動への参加）について」とすること。
- ・ 調査の冒頭に、調査の趣旨を記載すること。
- ・ 設問数は、20問程度（予定）とし、別途京都市から指示する。

<留意点>

- ・ 設問の並び順は、京都市からの指示どおりの順番とすること。
- ・ 無回答も集計すること。
※ 回答者がある質問項目について無回答の場合であっても、「無回答の項目があるがそのまま送信してよいか」等のメッセージを表示した上で、次の質問に進めるようにすること。

- ・ 不正モニターの排除を適切に行うこと。なお、「不正モニター」とは、以下のとおりとする。
 - a すべての設問を無回答にしている。
 - b すべての設問で同一のアルファベットを選択している。

<回答者への情報提供について>

調査の最後に、以下のページを回答者に示すこと。示す内容は、別途京都市から指示する。

(2) 調査結果の集計及び図表化・資料作成

(1)の調査結果について、以下のデータを作成すること。

- ア ローデータ
- イ 質問項目ごとの単純集計表
- ウ 回答者の属性（戸籍上の性別、年齢、居住地、職業）設問
 - ・ ローデータ
 - ・ 質問項目ごとの単純集計表
- エ 自由記述
 - ・ 一覧表（様式自由）
- オ 質問項目ごと及び回答者の属性（戸籍上の性別、年齢、居住地、職業）ごとのクロス集計表
- カ 調査画面（アンケート回答画面）

3 成果品

4に記載の納入期限までに、2(2)の電子データ一式を提出すること。

4 契約期間

<今後のスケジュール（予定）>

- 4月中旬頃 調査実施（4月末までに調査完了）
- 5月 9日（金） 検収及び納入①（2(2)エ、オ、カに掲げる資料を除く資料一式）
- 5月16日（金） 検収及び納入②（2(2)エ、オ、カに掲げる資料一式）

5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、京都市担当職員と十分に協議すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は京都市が定めるものとする。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市に帰属する。